

## 官民連携事業の推進に関する検討案件の募集について

平成 24 年 3 月 12 日  
国土交通省総合政策局

### 1. 趣旨

国土交通省では、国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日策定）等を受け、厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実にを行うため、新たな官民連携事業について、具体的な案件の形成等を推進します。

そのため、平成 23 年度に引き続き、新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を広く募集し、それらを題材として国土交通省が調査・検討を行うことで、新たな官民連携事業の普及促進を図ります。

調査・検討によって得られた成果は、新たな官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等の参考となるよう活用いたします。

また、今回の案件募集、課題の選定等の後、平成 24 年 8 月頃に第 2 次案件募集、課題の選定等を行う予定としています。

なお、今回の案件募集は、平成 24 年度予算成立後、速やかに調査・検討を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うものです。したがって、平成 24 年度予算の国会における成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、今後、調査・検討内容等を変更することがあり得ることを、あらかじめご了承下さい。

### 2. 募集対象

地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体及び公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）、民間事業者（民間企業、NPO 法人、一般社団、一般財団等）について、それぞれの単独提出または共同提出とします。

### 3. 募集する案件

募集する案件は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して地方公共団体等が管理する（または管理する予定の）国土交通省所管の公共施設等の整備、改修、維持管理、運営等を行う官民連携事業を含む案件とします。

また、民間の資金、能力をより積極的に活用する官民連携事業を重点的に促進する観点から、以下の 7 つのタイプのいずれかに該当するものとします。（別添

資料1「PPP(官民連携)／PFI事業の種類について」参照)

- ①民間開発活用法型（民間事業者が行う都市開発などのまちづくりにあわせ、当該地域の魅力度を向上させるために、公共と民間事業者が協力して、一体的なコンセプトの下で開発を進める事業）
- ②公共施設等運営事業型（改正 PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施される事業）
- ③付帯事業活用法型（公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行う事業）
- ④包括マネジメント型（公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う事業）
- ⑤複合型（民間の知恵、人材、資金を活かした複数の公共施設の設置・運営や周辺地域の整備・振興との一体的な推進等を図る事業）
- ⑥官民連携インフラファンド活用法型（現在、国において検討中の、PFI 事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンドによる資金調達を想定する事業\*）
- ⑦その他の先導的的事业（これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業）

※ ⑥の対象となる事業は、PFI 事業のうち、独立採算型（PFI 事業者のコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収されるもの）及び混合型（PFI 事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収されるもの）の事業となります。なお、官民連携インフラファンドの概要については、別添資料2を参照下さい。

#### 4. 募集期間

平成24年3月12日(月)～平成24年4月20日(金) 14:00(厳守)

#### 5. 提出方法

応募書類は、郵送又は電子メールにて、別添の様式1～3に簡潔・明瞭に記入の上、ご提出下さい。

(提出先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階  
国土交通省総合政策局官民連携政策課 鈴木、曾我  
TEL：03-5253-8111（内線 24218） FAX：03-5253-1548  
電子メール：PPP\_PFI@mlit.go.jp

## 6. 提出後の手続等

### (1) 検討課題の選定

本案件募集に寄せられた資料等を基に、有識者からなる第 3 者委員会の意見を踏まえ、官民連携の検討課題を整理した上で、検討の対象とする課題（案件の導入にあたっての運用上の課題を想定）を選定します。応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、ヒアリング等への対応をお願いする場合がございます。

検討課題の選定は、提出された案件の具体性（案件を実施する予定箇所が特定されていること等）、先進性、汎用性、関係機関との調整状況等を総合的に勘案し実施致します。（提案された案件の事業評価を行うものではありません。）結果は応募者に通知いたします。

なお、類型⑥については、国における官民連携インフラファンドの制度検討と並行して検討を進める必要があることから、選定結果の通知が遅れる場合があります。

### (2) 調査への協力

調査・検討対象として選定された場合には、データの提供等、国が実施する調査への協力をお願いいたします。

## 7. その他留意事項

- 国土交通省が調査・検討を行うにあたっては、調査検討業務を委託することになります。（なお、企画競争による入札方式を想定しており、民間事業者から応募される場合でも、当該民間事業者と随意契約で委託するわけではありません。）
- 1つの主体から、複数の案件を提出していただいても構いません。
- 提出していただいた書類等については、返却いたしませんので、ご留意下さい。
- 選定された案件については、事例として対外的に公表させていただきますので、案件が公表されることを前提に応募して下さい。
- 本案件募集は、国土交通省にて新たな官民連携事業を推進するために必要

な課題検討を具体的に行うにあたっての題材を募集しているものであり、当該官民連携事業を実際実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む）や関係機関との調整等を応募主体が自ら行っていただく必要があります。

以上